

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	株式会社 キング
【英訳名】	KING Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木原 伸一
【本店の所在の場所】	京都市下京区東塩小路高倉町2番の1
【電話番号】	075-681-9110(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部長 坪田 隆宏
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田2丁目14番9号
【電話番号】	03-5434-7282
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部長 坪田 隆宏
【縦覧に供する場所】	株式会社キング東京本社 (東京都品川区西五反田2丁目14番9号) 株式会社キング大阪店 (大阪府吹田市豊津町1番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第79回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案>

第1号議案 取締役5名選任の件
山田幸雄、木原伸一、長島希吉、澤田眞治郎、藤井卓也の5氏を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件
浅見雄輔氏を監査役に選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件
高井晶治氏を補欠監査役に選任するものであります。

<株主提案>

第4号議案 定款一部変更の件
第5号議案 剰余金の処分の件
第6号議案 定款一部変更の件（剰余金の処分等の決定機関に関する変更）
第7号議案 剰余金の処分の件
第8号議案 自己株式取得の件
第9号議案 定款一部変更の件（自己株式の消却）
第10号議案 定款一部変更の件（政策保有株式の縮減）
第11号議案 買収防衛策撤廃の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 取締役5名選任の件					
山田 幸雄	119,886	10,201	-	(注)1	可決 92.16
木原 伸一	124,480	5,607	-		可決 95.69
長島 希吉	129,343	744	-		可決 99.43
澤田 眞治郎	129,717	370	-		可決 99.72
藤井 卓也	129,297	790	-		可決 99.39
第2号議案 監査役1名選任の件					
浅見 雄輔	129,750	337	-	(注)1	可決 99.74
第3号議案 補欠監査役1名選任の件					
高井 晶治	129,213	858	-	(注)1	可決 99.33
第4号議案 定款一部変更の件	7,628	122,447	-	(注)2	否決 5.86
第5号議案 剰余金の処分の件 (注)4	-	-	-	-	-
第6号議案 定款一部変更の件(剰余金の処分等の決定機関に関する変更)	7,537	122,538	-	(注)2	否決 5.79
第7号議案 剰余金の処分の件 (注)5	-	-	-	-	-
第8号議案 自己株式取得の件 (注)5	-	-	-	-	-
第9号議案 定款一部変更の件 (自己株式の消却)	6,583	123,491	-	(注)2	否決 5.06
第10号議案 定款一部変更の件 (政策保有株式の縮減)	6,852	123,223	-	(注)2	否決 5.27
第11号議案 買収防衛策撤廃の件	7,433	122,642	-	(注)3	否決 5.71

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 本議案については、第4号議案が承認可決されることが条件となっておりますが、第4号議案が否決されたため、採決を実施していません。
5. 本議案については、第6号議案が承認可決されることが条件となっておりますが、第6号議案が否決されたため、採決を実施していません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により会社提案については可決、株主提案については否決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上